

## 東京西南私鉄連合健康保険組合被扶養者認定基準

### (目的)

第 1 条 この東京西南私鉄連合健康保険組合被扶養者認定基準は、当健康保険組合（以下「組合」という）が被扶養者資格認定の取り扱いを公平に審査、処理することを目的として定めるものとする。  
既に被扶養者として認定されている者に対する資格の再審査、再認定の取り扱いもこの基準による。  
(被扶養者の範囲)

第 2 条 被扶養者の範囲は次に掲げる者で、日本国内に住所を有する者または外国において留学をする学生その他日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者とする。（健康保険法第 3 条第 7 項）

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- (2) 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- (3) 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- (4) 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

### (認定の条件)

第 3 条 認定対象者及び被保険者について次の項目に沿って総合的に審査し、必要な条件を備えていると組合が判断した場合、被扶養者として認定する。

- (1) 主として被保険者により生計を維持している事実があること
- (2) 被保険者が認定対象者を扶養せざるを得ない理由があること
- (3) 被保険者には継続的に認定対象者を養う経済的扶養能力があること
- (4) 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること
- (5) 認定対象者の年間収入が限度額未満であること

### (収入の範囲)

第 4 条 この基準で定める認定対象者の収入の範囲は、次に示すような現金収入のすべてを含むものであり、事実の発生日から将来に向かって 1 年間の収入を年間収入とするが、その把握については現状や過去の証明等により行うものとする。

- (1) 勤労による収入
- (2) 各種年金収入
- (3) 事業収入
- (4) 健康保険の傷病手当金、出産手当金
- (5) 雇用保険給付金
- (6) 不動産、利子、配当金等の収入
- (7) その他継続性のある収入

(扶養状況の把握)

第 5 条 組合は第 2 条から第 4 条に示された認定対象者の扶養状況を可能な限り正確に把握するため、必要に応じ被保険者及び認定対象者に対して事実や状況を証明する書類等の提出を求めることができる。

(被扶養者の届出)

第 6 条 原則としてその事実が発生した日から 5 日以内に「被扶養者異動届」に所定事項を記入し、「東京西南私鉄連合健康保険組合被扶養者認定基準取扱要領」に定める書類を添付し事業主経由で届出て、組合から被扶養者資格の取得または喪失の認定を受けなければならない。

(認定効力の発生時期)

第 7 条 組合が被扶養者資格を認定した場合、その効力の発生時期は次のいずれかによるものとする。

- (1) 被保険者資格取得後または被扶養者資格が生じた日以後 5 日以内に被扶養者異動届及び添付書類を組合に提出したときは、被保険者資格取得の日または被扶養者資格の生じた日とする
- (2) 被保険者資格取得後または被扶養者資格が生じた日以後 2 ヶ月以内に被扶養者異動届及び添付書類を組合に提出したときは、やむを得ない理由で届出が遅れたと組合が認めた場合、被保険者資格取得の日または被扶養者資格の生じた日とする
- (3) 被保険者資格取得後または被扶養者資格が生じた日以後 2 ヶ月を超えて被扶養者異動届及び添付書類を組合に提出したときは、原則として組合が届出を受領した日とする

(資格喪失の時期)

第 8 条 組合が被扶養者資格を喪失させる日は、原則として被扶養者資格を有しなくなった日の翌日とする。

(認定後の事実確認調査)

第 9 条 組合は定期的または随時に被扶養者を有する被保険者に対し、扶養の事実確認のため調査を行うことができる。

(認定の取消)

第 10 条 資格喪失の届出がなされていない被扶養者について、資格の要件を欠いている事実が判明した場合、事実の発生日の翌日、確定できないときは資格の要件を欠く事実が判明した日をもって被扶養者資格を取り消すことができる。

- 2 虚偽その他不正の行為により被扶養者資格を付与されたり、被扶養者資格を有しなくなったにもかかわらず、保険給付等を受けた場合には、組合はその保険給付に要した費用の全額を被保険者から徴収することができる。

また、前項の場合も同様とする。

(附 則)

1. 本認定基準は、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。
2. 平成 28 年 10 月 1 日改正。
3. 平成 31 年 4 月 1 日改正。
4. 令和 2 年 4 月 1 日改正。